

患者さま各位

かかりつけ医を持ちましょう

何か症状がある場合は、まずかかりつけ医を受診し、手術など治療の必要性に応じて、当院宛の紹介状を作成してもらってください。

当院への来院に際しては必ずその紹介状をお持ちください。

なぜなら、厚生労働省の指導により

今年10月から医療制度の改定に伴い、かかりつけ医からの紹介状を持たずに受診された場合には選定療養費を徴収することが厳格化されています。

当院もそれに従い、また選定療養費について指導を受けたことから、2023年1月1日から選定療養費を下記の通りに改定することとなりました。

初診 1,100円 ⇒ 3,300円

再診 0円 ⇒ 1,650円

ご理解とご協力のほどよろしくお願いします。

以上